

市からのお知らせ ①

台風15号に伴う対応について (9月27日以降)

※日によって内容が変更する場合があります。

暮らしの緊急サポート

■専門家による『生活なんでも相談』について

罹災証明書の取得後のことや、これからの生活への不安、被災した家をどうするかなど、さまざまな悩み等について、弁護士などの専門家が相談に応じます。

場所：さざんか

日時：午前10時00分～午後4時00分 **≪予約不要・無料≫**

問合せ先：社会福祉課 (0548-23-0070)

困りごと、不安ごとがある方は
遠慮なくご利用ください。

■こころの相談窓口

災害後の気持ちの落ち込みや不安がある方に対し、心理士や保健師が相談に応じます。

場所：さざんか または 自宅へ訪問 **≪要申込≫**

期間：9/16(火)～10/3(金) 平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時

申込方法：下記問い合わせ先へ電話、または右記QRコードから

問合せ先：健康推進課 (0548-23-0024)



申込みフォーム

■生活状況の聞き取り調査について

自宅に大きな被害を受けた方の生活状況等を把握するため、静岡県災害派遣福祉チーム(DWAT)が、戸別訪問による聞き取り調査を実施します。ご協力をお願いします。

期間：9/19(金)～ 午前9時～午後4時

問合せ先：福祉相談課 (0548-23-0078)

調査員は、2人1組で訪問します。
緑色のビブスを着用し、
DWAT登録員証を携帯しています。

■屋根や外壁の緊急修理について

雨水の侵入等を防ぐため、登録事業者がブルーシートで応急的な修理を行います。

【対象者】「準半壊以上(相当)」の損傷を受け、雨等で被害拡大の恐れがある住家

【申込先】市ホームページに掲載の『緊急修理実施可能業者名簿』に記載された業者へ直接お申込みください。

【期間】令和7年10月4日までに工事を完了させること。*期間が延長されました

【注意事項】修理前の被害状況がわかる写真が必要です。

全ての修理箇所について必ず写真を撮影しておいてください。

【問合せ先】都市住宅課 (0548-53-2633)

*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



■ブルーシートの配布について

場所：榛原庁舎市民課

時間：午前9時～午後5時

問合せ先：市民課 (0548-23-0021)

ご注意ください!!

悪質な業者や不審者による訪問が発生しています。
また、ボランティアを装って自宅に入るケースも
発生しています。十分に注意してください。

■さがら子生れ温泉会館について

被害に遭われた市民の皆さまは、無料でご利用いただけます。

時間：午前10時～午後9時

問合せ先：観光課 (0548-53-2623)

*利用の際には、被災された旨をお伝えください。

身分証(保険証、運転免許証等)も併せてご提示ください。

市からのお知らせ ②

台風15号に伴う対応について (9月27日以降)

※日によって内容が変更する場合があります。

罹災証明書について

■罹災証明書、被災届出証明書の申請について

【申請窓口】場所：総合健康福祉センターさざんか1階ふれあいホール

時間：午前10時～正午、午後1時～午後4時

【持ち物】・身分証

- ・被害の状況が確認できる写真（住家の全体、被害箇所等）
写真の撮り方は、ホームページにてご確認ください。

【問合せ先】社会福祉課（0548-23-0070）

*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



■罹災証明書の申請支援について

申請窓口に行けない方を対象に、県行政書士会がご自宅等を訪問して、申請の支援を行います。

- 対象：・避難していて交通手段がない方
・役所に一人では行けない方
・写真等が準備できない方など

ご自身で申請ができない方を支援します

申込方法：県行政書士会へ電話で連絡（054-254-3003）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時30分～午後4時30分

問合せ先：社会福祉課（0548-23-0070）

■被害を受けた住家の被害認定調査について

罹災証明書を申請された住家について、市が被害認定の調査に伺います。調査の前には、罹災証明書に記載された電話番号へ、市からご連絡します。

問合せ先：税務課（0548-23-0035）

■罹災証明書の交付、生活再建制度の相談窓口について

市の被害認定調査が済んだ方に対し、罹災証明書を交付します。

併せて、住宅被害の程度や再建方法に応じて利用できる制度について相談を受け付けます。

対象：被害認定調査を受けて、「調査済証」が交付された方

場所：さざんか

期間：9/20（土）～ 午前10時～正午、午後1時～午後4時

*調査済証に記載の交付可能日以降に来所

問合せ先：社会福祉課（0548-23-0070）

国民健康保険など

■国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険等の減免などについて

被災内容、被害状況によっては、各制度において減免などの対象となる場合があります。手続には、罹災証明書が必要となりますので、お早めに申請をお願いします。

問合せ先 国保年金課：23-0023（国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険）

長寿介護課：23-0076（介護保険） 子ども子育て課：23-0075（保育料）

*詳細は、各担当部署へお問い合わせください。

市からのお知らせ ③

台風15号に伴う対応について (9月27日以降)

※日によって内容が変更する場合があります。

災害ごみ

■災害ごみの受入れについて

場所：ミニストップ牧之原インター店様 東側の空き地

受入時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時 ***当分の間、受け入れます。**

問合せ先：環境課 (0548-53-2609)

*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



分別をお願いします!!

分別がされていないと荷下ろしに時間がかかります。
分別されていれば、作業がスムーズに進み、搬入車両の待ち時間が短くなります。



×マークは進入禁止箇所です。ご注意ください。

■災害ごみの収集について

市内建設業者が、ガレキ等の災害で発生したごみの回収を行います。

回収場所：細江地内(回収場所は、状況により移動します)

回収日時：午前8時～午後4時 ***9/29(月)～10/3(金)は、毎日実施します。**

問合せ先：分別に関すること 環境課 (0548-53-2609)

回収日、場所に関すること 建設課 (0548-53-2628)

農業関連

■農作物・農業用施設の被害報告のお願い

被害を受けた農業用施設(ビニールハウス等)の調査をしています。

市内で農業をしている方は、専用フォームから被害状況を報告してください。

対象者：市内農業者

お願い：被害状況をスマートフォン等で必ず写真撮影してください。

問合せ先：お茶特産課 (0548-53-2621)

*詳しくは、市ホームページにてご確認ください。



■農林水産業災害対策資金について

被害を受けた農林水産業者の方は、経営再建を支援する「災害対策資金」が利用できます。

対象者：農林水産業者

申込期間：9/8～R8.3/31

問合せ先：静岡県経済産業部 農業ビジネス課 (054-221-2629)

*詳しくは、県ホームページにてご確認ください。



県ホームページ